

	編	章	節	国 基準書	県 基準書												
共通編	I 総則	1 総則		<p>第1章 総則</p> <p>① 適用範囲等</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本土木工事標準積算基準書は、国土交通省直轄の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。</p> <p>以下 (略)</p> <p>2 基準の適用</p> <p>工事費の積算における基準は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における最新の基準を適用する。</p> <p>3 設計書の作成</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>① 適用範囲等</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本土木工事標準積算基準書は、秋田県建設部の河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。</p> <p>以下 (略)</p> <p>2 基準の適用</p> <p>工事費の積算における基準は、原則として、公告時における最新の基準を適用する。</p> <p>3 設計書の作成</p> <p>以下 (略)</p>												
共通編	I 総則	2 工事費の積算		<p>第2章 工事費の積算</p> <p>① 直接工事費</p> <p>1. 材料費</p> <p>材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 数量</p> <p>数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。</p> <p>(2) 価格</p> <p>価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。</p> <p>なお、設計単価は、各地方整備局等（以下「局」という）設定単価（局統一単価、県別単価、地区単価をいう）、局特別調査単価（定期調査）、局特別調査単価（臨時調査）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう）掲載価格又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。</p> <p>また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記により難しい場合は、事前に本局の担当課（以下「本局担当課」という）と協議のうえ別途決定する。</p> <p>1) 局設定単価による場合</p> <p>(イ)局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、新土木工事積算システムに登録する単価である。</p> <p>局設定単価がある場合は、これを積算に用いる単価とする。</p> <p>2) 物価資料による場合</p> <p>(イ) 1)の方法により難しい場合は、単価の決定は、物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。</p> <p>なお、適用時期は毎月とする。</p> <p><例> 1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合</p> <table border="0"> <tr> <td>建設物価</td> <td>33,500円 (有効桁3桁)</td> <td>積算資料</td> <td>34,000円 (有効桁2桁)</td> </tr> <tr> <td>平均額</td> <td>33,750円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>決定額</td> <td colspan="3">33,700円 (有効桁3桁, 4桁以降切り捨て)</td> </tr> </table>	建設物価	33,500円 (有効桁3桁)	積算資料	34,000円 (有効桁2桁)	平均額	33,750円			決定額	33,700円 (有効桁3桁, 4桁以降切り捨て)			<p>第2章 工事費の積算</p> <p>① 直接工事費</p> <p>1 材料費</p> <p>材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定には次の(1)及び(2)によるものとする。</p> <p>(1) 数量</p> <p>数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。</p> <p>(2) 価格（詳細は、参考資料：第1編総則、第1章工事費の積算）</p> <p>価格は、原則として、公告時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。</p> <p>当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格または類似品価格とする。</p> <p>1) 設計単価の決定順序</p> <p>設計単価は、原則として「県設定単価」を基本とするが、これによりがたい場合は、※1「物価資料」、※2「市況調査」、※3「見積書」の順序により採用するものとする。</p> <p>2) 物価資料による場合</p> <p>(イ)物価資料は、最新号を使用する。(例：10月公告の場合、「10月号」を採用)</p> <p>(ロ)物価資料は、掲載されている単価の平均価格とする。ただし、一方のみの掲載である場合は、その価格とする。</p> <p>(ハ)物価資料で「公表価格」と明示されているものは、採用しないものとする。</p> <p>ただし、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材等は、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を採用するものとする。</p> <p>(ニ)物価資料で「全国」・「東北」・「秋田」の記載がない場合は採用しないものとする。</p> <p>(ホ)物価資料で「秋田市」価格のみ掲載されている場合の適用は、県内全域とする。</p> <p>(ヘ)上記において平均価格を採用する場合は、単価有効桁数を4桁とし5桁目を切り捨てるものとする。</p> <p>3) 市況調査</p> <p>(イ)県設定単価及び物価資料によることができない資材等については、取引実価格を調査して単価を決定するものとする。</p> <p>(ロ)調査対象は、対象金額(数量×資材等価格)が100万円を超えることが予想される資材等とする。</p> <p>(ハ)大量に使用する資材(物価資料に記載されている取引数量を超える場合や、掲載地区の異なる場合等)については、市況調査により資材単価を決定するものとする。</p>
建設物価	33,500円 (有効桁3桁)	積算資料	34,000円 (有効桁2桁)														
平均額	33,750円																
決定額	33,700円 (有効桁3桁, 4桁以降切り捨て)																

編	章	節	国 基準書	県 基準書																																																												
共通編	I 総則	2 工事費の積算	<p><例> 2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合 建設物価 560 円 (有効桁 2 桁) 積算資料 570 円 (有効桁 2 桁) 平均額 565 円 決定額 565 円 (最小有効桁 3 桁, 4 桁以降切り捨て)</p> <p>(ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。 ただし、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を積算に用いる単価とする。</p> <p>3) 局特別調査単価(定期調査)による場合 (イ) 1)及び2)により難しい場合は、単価の決定は局特別調査単価(定期調査)によるものとする。 局特別調査単価(定期調査)は、年2回(4月, 10月), 本局担当課において決定し、通知する単価である。 (局特別調査単価(定期調査)とは、本局担当課において、各事務所が必要とする資材単価をあらかじめ調査し、複数の事務所が必要とする資材について調査を行い決定するものである。)</p> <p>4) 1), 2)及び3)の方法により難しい場合 (イ) 1), 2)及び3)の方法により難しい場合は、局特別調査(臨時調査)として本局担当課にて調査を行い材料単価を決定するものとする。 なお、局特別調査(臨時調査)は、各事務所において資材価格調査が必要な資材(1事務所のみにおいて必要なときも含む)について行うものとする。 (ロ) なお、1工事において調達価格(材料単価×使用数量)が100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が10万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。 また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。 ① 調達価格(材料価格×使用数量)が、100万円未満であるか100万円以上であるかの判断をするために発注担当課長から参考見積りを3社に依頼し、見積り(100万円未満、かつ1資材の材料単価が10万円未満)又は特別調査(100万円以上、又は1資材の材料単価が10万円以上)によるかの判断を行うものとする。 なお、同一工事の1資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。 また、他工事の実績や「建設物価」及び「積算資料」の類似品目の材料単価から類推可能であれば、参考見積りは不要とする。 ② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。 なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。 ③ 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。 ④ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。 ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。</p>	<p>4) 見積書による場合 (イ) 県設定単価及び物価資料によることできず、市況調査によることも困難な資材等については、見積書によるものとする。 (ロ) 見積書の徴収方法及び価格の決定方法については、別途定めのある「見積書の依頼に関する要領」に基づき実施するものとする。</p> <p>【参考例】 1) 設計単位の決定順序 物価資料 > 市況調査 > 見積 2) 物価資料による場合 (イ) 「全国」・「東北」・「秋田」の採用パターン 1) 「秋田」・「東北」の記載がない場合は「全国」を採用する。 なお、「全国」の記載がない場合は採用しない。 (記載地区に「秋田」が含まれていない場合は採用しない。) 2) 「秋田市」のみ記載の場合は、県内全域を適用とする 3) 単価地区が、物価資料2誌に価格が掲載されている場合は次表による</p> <table border="1" data-bbox="1982 808 2546 1138"> <thead> <tr> <th>物価資料1</th> <th>物価資料2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">掲載地区の組み合わせ</td> <td>採用</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>全国</td> <td>1, 2の平均価格を採用</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>東北</td> <td>1, 2の平均価格を採用</td> </tr> <tr> <td>秋田</td> <td>秋田</td> <td>1, 2の平均価格を採用</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>東北</td> <td>東北を採用</td> </tr> <tr> <td>秋田</td> <td>全国</td> <td>秋田を採用</td> </tr> <tr> <td>秋田</td> <td>東北</td> <td>秋田を採用</td> </tr> <tr> <td>青森</td> <td>仙台</td> <td>採用しない。市況調査又は見積。</td> </tr> </tbody> </table> <p>端数調整方法 物価資料による場合で、平均価格を採用する場合は、単価の有効桁数4桁とし5桁目を切り捨てとする。 なお、一方の使用のみの掲載品目等については、その価格を採用し端数処理は行わない。</p> <p>価格算出例-1</p> <table border="1" data-bbox="1852 1318 2754 1474"> <tr> <td rowspan="2">資材 A</td> <td>物価資料 1</td> <td>物価資料 2</td> <td rowspan="2">→</td> <td>平均価格</td> <td rowspan="2">→</td> <td>採用価格</td> </tr> <tr> <td>16, 205 有効数字 5 桁</td> <td>16, 220 有効数字 4 桁</td> <td>16, 212. 5 有効数字 6 桁</td> <td>16, 210 有効数字 4 桁</td> </tr> </table> <p>価格算出例-2</p> <table border="1" data-bbox="1852 1507 2754 1663"> <tr> <td rowspan="2">資材 B</td> <td>物価資料 1</td> <td>物価資料 2</td> <td rowspan="2">→</td> <td>平均価格</td> <td rowspan="2">→</td> <td>採用価格</td> </tr> <tr> <td>810 有効数字 2 桁</td> <td>805 有効数字 1 桁</td> <td>807. 5 有効数字 4 桁</td> <td>807. 5 有効数字 4 桁</td> </tr> </table> <p>価格算出例-3</p> <table border="1" data-bbox="1852 1696 2754 1852"> <tr> <td rowspan="2">資材 C</td> <td>物価資料 1</td> <td>物価資料 2</td> <td rowspan="2">→</td> <td>平均価格</td> <td rowspan="2">→</td> <td>採用価格</td> </tr> <tr> <td>75. 5 有効数字 3 桁</td> <td>73 有効数字 2 桁</td> <td>74. 25 有効数字 4 桁</td> <td>74. 25 有効数字 4 桁</td> </tr> </table>	物価資料1	物価資料2		掲載地区の組み合わせ		採用	全国	全国	1, 2の平均価格を採用	東北	東北	1, 2の平均価格を採用	秋田	秋田	1, 2の平均価格を採用	全国	東北	東北を採用	秋田	全国	秋田を採用	秋田	東北	秋田を採用	青森	仙台	採用しない。市況調査又は見積。	資材 A	物価資料 1	物価資料 2	→	平均価格	→	採用価格	16, 205 有効数字 5 桁	16, 220 有効数字 4 桁	16, 212. 5 有効数字 6 桁	16, 210 有効数字 4 桁	資材 B	物価資料 1	物価資料 2	→	平均価格	→	採用価格	810 有効数字 2 桁	805 有効数字 1 桁	807. 5 有効数字 4 桁	807. 5 有効数字 4 桁	資材 C	物価資料 1	物価資料 2	→	平均価格	→	採用価格	75. 5 有効数字 3 桁	73 有効数字 2 桁	74. 25 有効数字 4 桁	74. 25 有効数字 4 桁
			物価資料1	物価資料2																																																												
掲載地区の組み合わせ		採用																																																														
全国	全国	1, 2の平均価格を採用																																																														
東北	東北	1, 2の平均価格を採用																																																														
秋田	秋田	1, 2の平均価格を採用																																																														
全国	東北	東北を採用																																																														
秋田	全国	秋田を採用																																																														
秋田	東北	秋田を採用																																																														
青森	仙台	採用しない。市況調査又は見積。																																																														
資材 A	物価資料 1	物価資料 2	→	平均価格	→	採用価格																																																										
	16, 205 有効数字 5 桁	16, 220 有効数字 4 桁		16, 212. 5 有効数字 6 桁		16, 210 有効数字 4 桁																																																										
資材 B	物価資料 1	物価資料 2	→	平均価格	→	採用価格																																																										
	810 有効数字 2 桁	805 有効数字 1 桁		807. 5 有効数字 4 桁		807. 5 有効数字 4 桁																																																										
資材 C	物価資料 1	物価資料 2	→	平均価格	→	採用価格																																																										
	75. 5 有効数字 3 桁	73 有効数字 2 桁		74. 25 有効数字 4 桁		74. 25 有効数字 4 桁																																																										

	編	章	節	国 基準書	県 基準書
共通編	I 総則	2 工事費の積算		<p>2. 歩掛 (略)</p> <p>土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、特別調査又は見積りの取得により歩掛の構成を決定する。 見積りの場合は、原則として3社以上から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最頻度の歩掛を採用する。 (略)</p> <p>5. 諸雑費及び端数処理 (略)</p> <p>(2) 端数処理</p> <p>1) 単価表の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第3位を切捨てし、第2位とする。 また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円未満を切捨てし、1円までとする。</p> <p>2) 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第4位を四捨五入し、第3位とする。</p> <p>3) 土木工事標準単価は、同工種が物価資料(「建設物価(土木コスト情報)」,「積算資料(土木施工単価)」)の両方に掲載されている場合は、その平均価格(小数第1位を四捨五入)とし、片方の資料のみに掲載されている場合は、当該単価とする。</p> <p>4) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。</p> <p>5) 現場管理費の金額は、1,000円未満を切捨てし、1,000円単位とする。</p> <p>6) 工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、「第I編第3章一般管理費等及び消費税等相当額①一般管理費等」で算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。</p> <p>6. 注意事項 (略)</p> <p>(2) 常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること。</p> <p>② 間接工事費 (略)</p> <p>2. 共通仮設費 (略)</p> <p>(2) 算定方法 (略)</p> <p>6) 管理費区分入力基準表 (略)</p> <p>新土木工事積算システムに入力する区分は、次表のとおりとする。 (略)</p>	<p>2 歩掛 (略)</p> <p>土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、市況調査又は見積りの取得により歩掛の構成を決定する。 見積りの場合は、できる限り多く(5社以上)から徴収し、歩掛の決定方法は、平均的又は最頻度の歩掛を採用する。 (略)</p> <p>5 諸雑費及び端数処理 (略)</p> <p>(2) 端数処理</p> <p>1) 単価表及び内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。</p> <p>2) 共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>3) 現場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。</p> <p>4) 工事価格の金額は、10,000円単位とし、一般管理費で端数整理を行う。</p> <p>5) 土木工事標準単価は、①直接工事費 2)物価資料による場合における端数調整方法に準ずるものとする。</p> <p>6 注意事項 (略)</p> <p>(2) 一般管理費の端数調整にあたっては、当該金額を超えない範囲で行うものとする。</p> <p>(3) 常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事において、現場条件により資機材等の日々回送が発生することで作業時間に影響を及ぼす恐れがある場合の積算については、別途考慮すること。</p> <p>② 間接工事費 (略)</p> <p>2. 共通仮設費 (略)</p> <p>(2) 算定方法 (略)</p> <p>6) 管理費区分入力基準表 (略)</p> <p>秋田県公共事業積算システムに入力する区分は、次表のとおりとする。 (略)</p>

編	章	節	国 基準書		県 基準書		
			表-1 工種区分		表-1 工種区分		
共通編	I 総則	2 工事費の積算	工種区分	工 種 内 容	工種区分	工 種 内 容	
			(略)	(略)	(略)	(略)	
			道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 (略)	道路維持工事	供用中の道路にあつて、次に掲げる工事 (略)	
			河川維持工事	(略) 3. 標識, 境界杭, 防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 (略)	河川維持工事	(略) 3. 標識, 境界杭, 防護柵及び駒止め等の設置 (未供用道路への設置を含む) 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 (未供用トンネルの電気通信設備を含む。) (略)	
			下水道 工事	(1)	(略)	(1)	(略)
				(2)	(略)	(2)	(略)
				(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事, 処理工事及びこれらに類する工事	(3)	下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事, 処理場工事及びこれらに類する工事
				(4)	(略)	(4)	(略)
			(略)	2-6 役務費 (略) (2) 役務費の積算 (略) (ロ) 林地及びその他の土地 $A = B \times 0.05 \div 12$ A: 借地単価 (円/㎡/月) B: 土地価格 (円/㎡) ※上記算定式は、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準第25条, 同運用に係わる場合に適用する。 (略)	(略)	2-6 役務費 (略) (2) 役務費の積算 (略) (ロ) 林地及びその他の土地 $A = B \times 0.05 \div 12$ A: 借地単価 (円/㎡/月) B: 土地価格 (円/㎡) ※上記算定式は、秋田県建設部の公共用地の取得に伴う損失補償基準第24条, 同細則第11に係わる場合に適用する。 (略)	

	編	章	節	国 基準書	県 基準書
共通編	I 総則	2 工事費の積算		<p>3. 現場管理費 (略) (3) 現場管理費率の補正 (略) イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合 a. 積雪寒冷地域の範囲……国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。 ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。</p> <p>(略)</p>	<p>3. 現場管理費 (略) (3) 現場管理費率の補正 (略) イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合 a. 積雪寒冷地域の範囲……一般職の職員の給与に関する条例に規定される寒冷地手当を支給する地域は次のとおりとする。 ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>秋田市（河辺町及び雄和町の区域に限る。） 能代市（二ツ井町の区域に限る。） 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市（矢島町、鳥海町及び東由利町の区域に限る。） 潟上市（昭和町及び飯田川町の区域に限る。） 大仙市 北秋田市 仙北市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡のうち藤里町、三種町（琴丘町及び山本町の区域に限る。）及び八峰町 南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町 仙北郡 雄勝郡</p> </div> <p style="text-align: right;">※ 括弧内の区域の名称は、平成 16 年 4 月 1 日における名称</p> <p>(略)</p>
				<p>4 随意契約方式により工事を発注する場合の 間接工事費等の調整</p> <p>第 4 章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整 ① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について (略) (2) 追加工事の積算月は、当該追加工事の入札書（見積書）提出期限日の年月とし、現工事の落札率（合意率）を考慮するものとする。 (略)</p>	<p>第 4 章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整 ① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について (略) (2) 追加工事の積算月は、当該追加工事の見積書の徴収時の年月とし、現工事の落札率を考慮するものとする (略)</p>

	編	章	節	国 基準書	県 基準書																																																																				
共通編	I 総則	5 数値基準等		第5章 数値基準等 (略)	第5章 数値基準等 (略)																																																																				
				② 数量総括表への条件明示 数量総括表に記載する条件明示内容は原則として次のとおりとする。	② 数値基準の目次																																																																				
				(1) 数量総括表に記載する条件明示は、別表に示すとおりとする。																																																																					
				(2) 別表記載内容に加え、必要に応じて特記仕様書、図面等に補足内容を記載し、契約条件として必要な条件明示を行う。																																																																					
				(3) 別表は標準工法を想定しているため、該当する項目を適宜判断したうえで記載するものとする。																																																																					
				(4) 別表以外の項目について、条件明示の必要が生じたときは下表を参考に工事内容等を勘案して適正に定めるものとし、任意施工に関するものについては適宜修正削除を行うこと。																																																																					
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載すべき内容</th> <th>記載すべきでない内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 工事目的物に属する材質、規格等 工事目的物の寸法等 作業条件に関わる物（時間制約 等） </td> <td> 受注者の任意施工に関わる部分 (施工方法、仮設方法) 検収不可能な物 </td> </tr> </tbody> </table>	記載すべき内容	記載すべきでない内容	工事目的物に属する材質、規格等 工事目的物の寸法等 作業条件に関わる物（時間制約 等）	受注者の任意施工に関わる部分 (施工方法、仮設方法) 検収不可能な物	<table border="1"> <tbody> <tr><td>土工</td><td>I-5-②- 2</td></tr> <tr><td>共通的工種</td><td>I-5-②- 3</td></tr> <tr><td>基礎工</td><td>I-5-②- 5</td></tr> <tr><td>石・ブロック積(張)</td><td>I-5-②- 6</td></tr> <tr><td>舗装工</td><td>I-5-②- 7</td></tr> <tr><td>地盤改良工</td><td>I-5-②- 8</td></tr> <tr><td>構造物撤去工</td><td>I-5-②- 9</td></tr> <tr><td>仮設工</td><td>I-5-②-10</td></tr> <tr><td>構造物補修工</td><td>I-5-②-12</td></tr> <tr><td>コンクリート構造物</td><td>I-5-②-12</td></tr> <tr><td>構造物</td><td>I-5-②-14</td></tr> <tr><td>工場製作工</td><td>I-5-②-14</td></tr> <tr><td>工場製品輸送工</td><td>I-5-②-15</td></tr> <tr><td>付属施設</td><td>I-5-②-15</td></tr> <tr><td>河川構造物</td><td>I-5-②-17</td></tr> <tr><td>砂防</td><td>I-5-②-19</td></tr> <tr><td>海岸</td><td>I-5-②-20</td></tr> <tr><td>浚渫工</td><td>I-5-②-21</td></tr> <tr><td>鋼橋上部工</td><td>I-5-②-21</td></tr> <tr><td>歩道橋本体工</td><td>I-5-②-22</td></tr> <tr><td>鋼橋足場等設置工</td><td>I-5-②-22</td></tr> <tr><td>コンクリート橋上部工</td><td>I-5-②-23</td></tr> <tr><td>トンネル(NATM)</td><td>I-5-②-25</td></tr> <tr><td>共同溝</td><td>I-5-②-27</td></tr> <tr><td>電線共同溝</td><td>I-5-②-28</td></tr> <tr><td>植栽維持工</td><td>I-5-②-28</td></tr> <tr><td>河川維持</td><td>I-5-②-29</td></tr> <tr><td>道路修繕</td><td>I-5-②-30</td></tr> <tr><td>道路維持</td><td>I-5-②-32</td></tr> <tr><td>雪寒</td><td>I-5-②-34</td></tr> <tr><td>電気通信</td><td>I-5-②-35</td></tr> <tr><td>機械</td><td>I-5-②-35</td></tr> </tbody> </table>	土工	I-5-②- 2	共通的工種	I-5-②- 3	基礎工	I-5-②- 5	石・ブロック積(張)	I-5-②- 6	舗装工	I-5-②- 7	地盤改良工	I-5-②- 8	構造物撤去工	I-5-②- 9	仮設工	I-5-②-10	構造物補修工	I-5-②-12	コンクリート構造物	I-5-②-12	構造物	I-5-②-14	工場製作工	I-5-②-14	工場製品輸送工	I-5-②-15	付属施設	I-5-②-15	河川構造物	I-5-②-17	砂防	I-5-②-19	海岸	I-5-②-20	浚渫工	I-5-②-21	鋼橋上部工	I-5-②-21	歩道橋本体工	I-5-②-22	鋼橋足場等設置工	I-5-②-22	コンクリート橋上部工	I-5-②-23	トンネル(NATM)	I-5-②-25	共同溝	I-5-②-27	電線共同溝	I-5-②-28	植栽維持工	I-5-②-28	河川維持	I-5-②-29	道路修繕	I-5-②-30	道路維持	I-5-②-32	雪寒	I-5-②-34	電気通信	I-5-②-35	機械	I-5-②-35
記載すべき内容	記載すべきでない内容																																																																								
工事目的物に属する材質、規格等 工事目的物の寸法等 作業条件に関わる物（時間制約 等）	受注者の任意施工に関わる部分 (施工方法、仮設方法) 検収不可能な物																																																																								
土工	I-5-②- 2																																																																								
共通的工種	I-5-②- 3																																																																								
基礎工	I-5-②- 5																																																																								
石・ブロック積(張)	I-5-②- 6																																																																								
舗装工	I-5-②- 7																																																																								
地盤改良工	I-5-②- 8																																																																								
構造物撤去工	I-5-②- 9																																																																								
仮設工	I-5-②-10																																																																								
構造物補修工	I-5-②-12																																																																								
コンクリート構造物	I-5-②-12																																																																								
構造物	I-5-②-14																																																																								
工場製作工	I-5-②-14																																																																								
工場製品輸送工	I-5-②-15																																																																								
付属施設	I-5-②-15																																																																								
河川構造物	I-5-②-17																																																																								
砂防	I-5-②-19																																																																								
海岸	I-5-②-20																																																																								
浚渫工	I-5-②-21																																																																								
鋼橋上部工	I-5-②-21																																																																								
歩道橋本体工	I-5-②-22																																																																								
鋼橋足場等設置工	I-5-②-22																																																																								
コンクリート橋上部工	I-5-②-23																																																																								
トンネル(NATM)	I-5-②-25																																																																								
共同溝	I-5-②-27																																																																								
電線共同溝	I-5-②-28																																																																								
植栽維持工	I-5-②-28																																																																								
河川維持	I-5-②-29																																																																								
道路修繕	I-5-②-30																																																																								
道路維持	I-5-②-32																																																																								
雪寒	I-5-②-34																																																																								
電気通信	I-5-②-35																																																																								
機械	I-5-②-35																																																																								

	編	章	節	国 基準書	県 基準書
共通編	I 総則	9 土木請負工事における現場環境改善費の積算		<p>第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>① 土木請負工事における現場環境改善費の積算 (略)</p> <p>2. 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。</p>	<p>第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>① 土木請負工事における現場環境改善費の積算 (略)</p> <p>2. 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために必要に応じて実施するものである。</p>
共通編	I 総則	13 設計変更		<p>第13章 総価契約単価合意方式</p> <p>1 目的 (略)</p>	<p>第13章 設計変更</p> <p>1 一般事項 (1)変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。 (2)設計変更時における現場管理費の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p>2 設計変更における材料単価の取扱いについて(詳細については、参考資料参照) (1)工事増量の場合は、新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。 ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価(当初設計時点単価)により積算するものとする。 (2)工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。 (3)当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価(当初設計時点単価)で積算する。 (4)新単価(変更指示時点単価)とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛の全てを新単価(変更設計時点単価)により積算するものとする。</p>
共通編	VI 土木工事標準単価及び市場単価	1 土木工事標準単価		<p>第1章 土木工事標準単価</p> <p>① 区画線工 1. 適用範囲 (略) 1-2 標準単価が適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの (略)</p> <p>② 高視認性区画線工 1. 適用範囲 (略) 1-2 標準単価が適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの (略)</p>	<p>第1章 土木工事標準単価</p> <p>① 区画線工 1. 適用範囲 (略) 1-2 標準単価が適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略)</p> <p>② 高視認性区画線工 1. 適用範囲 (略) 1-2 標準単価が適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略)</p>

	編	章	節	国 基準書	県 基準書	
共通編	VI	土木工事標準単価及び市場単価	1	土木工事標準単価	③ 橋梁塗装工 1. 適用範囲 (略) 1-2 標準単価を適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの (略) ④ 構造物とりこわし工 1. 適用範囲 (略) 1-2 標準単価が適用できない範囲 (略) (2) 特別調査等別途考慮するもの (略) ⑤ コンクリートブロック積工 1. 適用範囲 (略) 1-2 標準単価が適用出来ない範囲 (略) (2) 特別調査等別途考慮するもの (略) ⑥ 排水構造物工 1. 適用範囲 (略) 1-2 標準単価が適用出来ない範囲 (略) (2) 特別調査等別途考慮するもの (略)	③ 橋梁塗装工 1. 適用範囲 (略) 1-2 標準単価を適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略) ④ 構造物とりこわし工 1. 適用範囲 (略) 1-2 標準単価が適用できない範囲 (略) (2) 市況調査等別途考慮するもの (略) ⑤ コンクリートブロック積工 1. 適用範囲 (略) 1-2 標準単価が適用出来ない範囲 (略) (2) 市況調査等別途考慮するもの (略) ⑥ 排水構造物工 1. 適用範囲 (略) 1-2 標準単価が適用出来ない範囲 (略) (2) 市況調査等別途考慮するもの (略)
					第2章 市場単価 ① 鉄筋工 ①-1 鉄筋工(太径鉄筋含む) 1. 適用範囲 (略) 1-2 市場単価が適用できない範囲 (略) (2) 特別調査等別途考慮するもの (略) 表1.2 特別調査によるもの <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他(特に加工・組立が困難な構造物)</td> <td>特別調査等 別途考慮</td> </tr> </table> (略)	コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他(特に加工・組立が困難な構造物)
コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他(特に加工・組立が困難な構造物)	特別調査等 別途考慮					
コンクリート山止め壁工の場所打連続壁工 その他(特に加工・組立が困難な構造物)	市況調査等 別途考慮					
共通編	VI	土木工事標準単価及び市場単価	2	市場単価		

	編	章	節	国 基準書	県 基準書	
共通編	VI	土木工事標準単価及び市場単価	2	市場単価	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>(略)</p> <p>(8) 組立鋼材(形鋼)を必要とする場合は、組立鋼材(形鋼)の材料費・設置手間(クレーン等による組立鋼材(形鋼)設置、組立鋼材(形鋼)とライナープレートなどとの接合費用等)を別途計上(特別調査等)する。</p> <p>(略)</p> <p>①-2 鉄筋工(ガス圧接工)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>② インターロッキングブロック工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>③ 防護柵設置工</p> <p>③-1 防護柵設置工(ガードレール)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(略)</p> <p>(3) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>③-2 防護柵設置工(ガードパイプ)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(略)</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>③-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(略)</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>③-4 防護柵設置工(落石防護柵)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p>	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>(略)</p> <p>(8) 組立鋼材(形鋼)を必要とする場合は、組立鋼材(形鋼)の材料費・設置手間(クレーン等による組立鋼材(形鋼)設置、組立鋼材(形鋼)とライナープレートなどとの接合費用等)を別途計上(市況調査等)する。</p> <p>(略)</p> <p>①-2 鉄筋工(ガス圧接工)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 市況調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>② インターロッキングブロック工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 市況調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>③ 防護柵設置工</p> <p>③-1 防護柵設置工(ガードレール)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市況調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>③-2 防護柵設置工(ガードパイプ)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市況調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>③-3 防護柵設置工(横断・転落防止柵)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市況調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>③-4 防護柵設置工(落石防護柵)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 市況調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p>

	編	章	節	国 基準書	県 基準書	
共通編	VI	土木工事標準単価及び市場単価	2	市場単価	<p>③-5 防護柵設置工 (落石防止網)</p> <p>1. 適用範囲 (略)</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの (略)</p> <p>④ 法面工</p> <p>④-1 法面工</p> <p>1. 適用範囲 (略)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (略)</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの (略)</p> <p>④-2 吹付砕工</p> <p>1. 適用範囲 (略)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの (略)</p> <p>⑤ 道路植栽工</p> <p>1. 適用範囲 (略)</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの (略)</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 (略)</p> <p>(2) 植樹は、下記の仕様とする。 (略)</p> <p>2) 高木の幹周 60 cm以上 90 cm未満は、機械施工 (バックホウ山積 0.28 m³ (平積 0.2 m³)) としている。 ただし、機械施工が困難な場合は人力施工とし、別途特別調査等とする。 (略)</p> <p>⑥ 橋梁付属物工</p> <p>⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工</p> <p>1. 適用範囲 (略)</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲 (1) 特別調査等、別途考慮するもの (略)</p>	<p>③-5 防護柵設置工 (落石防止網)</p> <p>1. 適用範囲 (略)</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略)</p> <p>④ 法面工</p> <p>④-1 法面工</p> <p>1. 適用範囲 (略)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (略)</p> <p>(2) 市況調査等別途考慮するもの (略)</p> <p>④-2 吹付砕工</p> <p>1. 適用範囲 (略)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略)</p> <p>⑤ 道路植栽工</p> <p>1. 適用範囲 (略)</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略)</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 (略)</p> <p>(2) 植樹は、下記の仕様とする。 (略)</p> <p>2) 高木の幹周 60 cm以上 90 cm未満は、機械施工 (バックホウ山積 0.28 m³ (平積 0.2 m³)) としている。 ただし、機械施工が困難な場合は人力施工とし、別途市況調査等とする。 (略)</p> <p>⑥ 橋梁付属物工</p> <p>⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工</p> <p>1. 適用範囲 (略)</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲 (1) 市況調査等、別途考慮するもの (略)</p>

	編	章	節	国 基準書	県 基準書									
共通編	VI	土木工事標準単価及び市場単価	2	市場単価	⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 1. 適用範囲 (略) 1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等, 別途考慮するもの (略) ⑦ 薄層カラー舗装工 1. 適用範囲 (略) 1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの (略) ⑧ 道路標識設置工 1. 適用範囲 (略) 1-2 市場単価を適用出来ない範囲 (略) (2) 特別調査等別途考慮するもの (略) 3. 適用にあたっての留意事項 (略) (5) 加算額 φ101.6の曲げ支柱(路側式)加算額は, 別途特別調査等とする。 (略) ⑨ 道路付属物設置工 1. 適用範囲 (略) 1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの (略) 4) 特別調査による場合(表1.1) (略) <div style="text-align: center;"> <p>表1.1 特別調査によるもの</p> <table border="1"> <tr> <td>視線誘導標</td> <td>二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板</td> </tr> <tr> <td>道路鉸</td> <td>交差点鉸</td> </tr> </table> </div> (略) ⑩ 公園植栽工 1. 適用範囲 (略) 1-2 市場単価を適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの	視線誘導標	二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板	道路鉸	交差点鉸	⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 1. 適用範囲 (略) 1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 市況調査等, 別途考慮するもの (略) ⑦ 薄層カラー舗装工 1. 適用範囲 (略) 1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略) ⑧ 道路標識設置工 1. 適用範囲 (略) 1-2 市場単価を適用出来ない範囲 (略) (2) 市況調査等別途考慮するもの (略) 3. 適用にあたっての留意事項 (略) (5) 加算額 φ101.6の曲げ支柱(路側式)加算額は, 別途市況調査等とする。 (略) ⑨ 道路付属物設置工 1. 適用範囲 (略) 1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの (略) 4) 市況調査による場合(表1.1) (略) <div style="text-align: center;"> <p>表1.1 市況調査によるもの</p> <table border="1"> <tr> <td>視線誘導標</td> <td>二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板</td> </tr> <tr> <td>道路鉸</td> <td>交差点鉸</td> </tr> </table> </div> (略) ⑩ 公園植栽工 1. 適用範囲 (略) 1-2 市場単価を適用出来ない範囲 (1) 市況調査等別途考慮するもの	視線誘導標	二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板	道路鉸	交差点鉸
					視線誘導標	二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板								
道路鉸	交差点鉸													
視線誘導標	二眼視線誘導標 三眼視線誘導標 線形誘導標示板													
道路鉸	交差点鉸													

	編	章	節	国 基準書	県 基準書					
共通編	VI	土木工事標準単価及び市場単価	2	市場単価	<p>⑪ 軟弱地盤処理工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(略)</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>⑫ 橋面防水工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>⑬ グルーピング工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>⑭ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>⑮ コンクリート表面処理工(ウォータージェットエ)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">表 1. 1 特別調査によるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> コンクリート劣化部除去を目的とする場合 コンクリート面に保護塗装等が施されている場合 洗浄, 異物除去等を目的とする場合 配筋部におよぶ作業の場合 構造物の削孔を目的とする場合 </td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> コンクリート面以外に適用する場合 鉄筋の切断を目的とする場合 構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合 区画線消去を目的とする場合 </td> </tr> </table>	コンクリート劣化部除去を目的とする場合 コンクリート面に保護塗装等が施されている場合 洗浄, 異物除去等を目的とする場合 配筋部におよぶ作業の場合 構造物の削孔を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合 鉄筋の切断を目的とする場合 構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合 区画線消去を目的とする場合	<p>⑪ 軟弱地盤処理工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市況調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>⑫ 橋面防水工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 市況調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>⑬ グルーピング工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 市況調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>⑭ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 市況調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p>⑮ コンクリート表面処理工(ウォータージェットエ)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 市況調査等別途考慮するもの</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">表 1. 1 市況調査によるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> コンクリート劣化部除去を目的とする場合 コンクリート面に保護塗装等が施されている場合 洗浄, 異物除去等を目的とする場合 配筋部におよぶ作業の場合 構造物の削孔を目的とする場合 </td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"> コンクリート面以外に適用する場合 鉄筋の切断を目的とする場合 構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合 区画線消去を目的とする場合 </td> </tr> </table>	コンクリート劣化部除去を目的とする場合 コンクリート面に保護塗装等が施されている場合 洗浄, 異物除去等を目的とする場合 配筋部におよぶ作業の場合 構造物の削孔を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合 鉄筋の切断を目的とする場合 構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合 区画線消去を目的とする場合
					コンクリート劣化部除去を目的とする場合 コンクリート面に保護塗装等が施されている場合 洗浄, 異物除去等を目的とする場合 配筋部におよぶ作業の場合 構造物の削孔を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合 鉄筋の切断を目的とする場合 構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合 区画線消去を目的とする場合				
コンクリート劣化部除去を目的とする場合 コンクリート面に保護塗装等が施されている場合 洗浄, 異物除去等を目的とする場合 配筋部におよぶ作業の場合 構造物の削孔を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合 鉄筋の切断を目的とする場合 構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合 区画線消去を目的とする場合									

			国 基準書		県 基準書																
河川編	Ⅲ 河川	2 河川維持工	第2章 河川維持工			第2章 河川維持工															
			① 堤防除草工 (略) 5. 施工単価入力基準表 (略) (5) 運搬 (堤防除草)	<table border="1"> <tr> <td>パッケージコード</td> <td>CB320050</td> <td>施工単位</td> <td>m2</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	パッケージコード	CB320050	施工単位	m2	(略)				<table border="1"> <tr> <td>パッケージコード</td> <td>CBJ32005</td> <td>施工単位</td> <td>千 m2</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	パッケージコード	CBJ32005	施工単位	千 m2	(略)			
パッケージコード	CB320050	施工単位	m2																		
(略)																					
パッケージコード	CBJ32005	施工単位	千 m2																		
(略)																					
			(略)			(略)															
			④ 塵芥処理工 4. 施工単価入力基準表 (1) 散在塵芥収集	<table border="1"> <tr> <td>パッケージコード</td> <td>CB320710</td> <td>施工単位</td> <td>千 m2</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	パッケージコード	CB320710	施工単位	千 m2	(略)				<table border="1"> <tr> <td>パッケージコード</td> <td>CBJ32071</td> <td>施工単位</td> <td>千 m2</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	パッケージコード	CBJ32071	施工単位	千 m2	(略)			
パッケージコード	CB320710	施工単位	千 m2																		
(略)																					
パッケージコード	CBJ32071	施工単位	千 m2																		
(略)																					
			(略)			(略)															

編	章	節	国 基準書	県 基準書																																																																																		
電気通信編	VII 積算	1 総則	第1章 総則 ① 適用範囲等 1 適用範囲 この基準書は、国土交通省直轄の土木事業における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。	第1章 総則 ① 適用範囲等 1 適用範囲 この基準書は、 秋田県 の土木事業における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。																																																																																		
		2 工事費の積算	第2章 工事費の積算 (略) ⑤ 関節工事費 (略) 5 間接工事費の算定方法 間接工事費等の項目別対照表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">対象額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>項目</td> <td>直接工事費</td> <td>直接工事費+共通仮設費 =純工事費</td> <td>純工事費+現場管理費 +機器間接費=工事原価</td> </tr> <tr> <td>機器単体費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>機器単体費(支給品等)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>鋼構造製作物 工場製作原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>技術者間接費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機器管理費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>材料費(光ケーブル)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○対象とする ×対象としない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 「機器単体費」とは、「第2章①機器・材料等の区分」の機器に該当するものをいう。 2. 「鋼構造製作物工場製作原価」とは、「第2章①機器・材料等の区分」の鋼構造製作物に該当するものをいう。 3. 「技術者間接費」とは、「第1章③1-1-2(1)(ロ)④a. 技術者間接費」によるものをいう。 4. 「機器管理費」とは、「第1章③1-1-2(1)(ロ)④b. 機器管理費」によるものをいう。</p>	間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額				項目	直接工事費	直接工事費+共通仮設費 =純工事費	純工事費+現場管理費 +機器間接費=工事原価	機器単体費	×	×	×	機器単体費(支給品等)	×	×	×	鋼構造製作物 工場製作原価	×	×	○	技術者間接費	×	×	○	機器管理費	×	×	○	材料費(光ケーブル)	×	○	○	○対象とする ×対象としない				第2章 工事費の積算 (略) ⑤ 関節工事費 (略) 5 間接工事費の算定方法 間接工事費等の項目別対照表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">対象額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>項目</td> <td>直接工事費</td> <td>直接工事費+共通仮設費 =純工事費</td> <td>純工事費+現場管理費 +機器間接費=工事原価</td> </tr> <tr> <td>機器単体費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>機器単体費(支給品等)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>鋼構造製作物 工場製作原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>技術者間接費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>機器管理費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>材料費(光ケーブル)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>材料費(LED照明灯具)</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="4">○対象とする ×対象としない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 「機器単体費」とは、「第2章①機器・材料等の区分」の機器に該当するものをいう。 2. 「鋼構造製作物工場製作原価」とは、「第2章①機器・材料等の区分」の鋼構造製作物に該当するものをいう。 3. 「技術者間接費」とは、「第1章③1-1-2(1)(ロ)④a. 技術者間接費」によるものをいう。 4. 「機器管理費」とは、「第1章③1-1-2(1)(ロ)④b. 機器管理費」によるものをいう。 5. LED照明灯具については、「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」を参照のこと。なお、照明灯具とは「器具」「LEDモジュール制御装置」のことをいう。</p>	間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額				項目	直接工事費	直接工事費+共通仮設費 =純工事費	純工事費+現場管理費 +機器間接費=工事原価	機器単体費	×	×	×	機器単体費(支給品等)	×	×	×	鋼構造製作物 工場製作原価	×	×	○	技術者間接費	×	×	○	機器管理費	×	×	○	材料費(光ケーブル)	×	○	○	材料費(LED照明灯具)	×	○	○	○対象とする ×対象としない	
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																			
対象額																																																																																						
項目	直接工事費	直接工事費+共通仮設費 =純工事費	純工事費+現場管理費 +機器間接費=工事原価																																																																																			
機器単体費	×	×	×																																																																																			
機器単体費(支給品等)	×	×	×																																																																																			
鋼構造製作物 工場製作原価	×	×	○																																																																																			
技術者間接費	×	×	○																																																																																			
機器管理費	×	×	○																																																																																			
材料費(光ケーブル)	×	○	○																																																																																			
○対象とする ×対象としない																																																																																						
間接工事費等	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																			
対象額																																																																																						
項目	直接工事費	直接工事費+共通仮設費 =純工事費	純工事費+現場管理費 +機器間接費=工事原価																																																																																			
機器単体費	×	×	×																																																																																			
機器単体費(支給品等)	×	×	×																																																																																			
鋼構造製作物 工場製作原価	×	×	○																																																																																			
技術者間接費	×	×	○																																																																																			
機器管理費	×	×	○																																																																																			
材料費(光ケーブル)	×	○	○																																																																																			
材料費(LED照明灯具)	×	○	○																																																																																			
○対象とする ×対象としない																																																																																						

	編	章	節	国 基準書	県 基準書
機械編	IX 機械設備	1 一般共通		<p>第1章 一般共通 (略)</p> <p>② 適用範囲 この積算基準は、各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。 (略)</p> <p>⑤ 請負工事費の積算 1 製作原価 (略) (3) 労務費 (略) 3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、大臣官房参事官(イノベーション)が別に定めるものとする。 (略) 2 据付工事原価 (略) 2-1 直接工事費 (略) (3) 労務費 (略) 3) 機械設備据付工の1日当りの標準賃金は、大臣官房参事官(イノベーション)が別に定めるものとする。 4) 機械設備据付工以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」による。 (略) 5 端数処理 (1) 間接労務費、工場管理費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 (2) 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 (3) 現場管理費、据付間接費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 (4) 設計技術費の金額は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。 6 材料費等の価格等の取扱い 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格は、消費税等相当額を含まないものとする。 (略)</p>	<p>第1章 一般共通 (略)</p> <p>② 適用範囲 この積算基準は、秋田県の工事の治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。 (略)</p> <p>⑤ 請負工事費の積算 1 製作原価 (略) (3) 労務費 (略) 3) 機械設備製作工の1日当りの標準賃金は、実施単価表に定める。 (略) 2 据付工事原価 (略) 2-1 直接工事費 (略) (3) 労務費 (略) 3) 機械設備据付工の1日当りの標準賃金は、実施単価表に定める。 4) 機械設備据付工以外の労務費は、実施単価表に定める。 (略) 5 端数処理 土木工事標準積算基準書(共通編)第2章 工事費の積算, ① 直接工事費(I-2-①-4)による。 6 材料費等の価格等の取扱い 土木工事標準積算基準書(共通編)第2章 工事費の積算, ① 直接工事費(I-2-①-1)による。</p>
				IX 機械設備	20 機械設備点検・整備業務

	編	章	節	国 基準書	県 基準書
機械編	IX 機械設備	20 機械設備点検・整備業務		<p>4 点検・整備費の積算 (略)</p> <p>4-1 点検・整備原価 (略)</p> <p>(3) 直接労務費 (略)</p> <p>3) 点検整備工の賃金は、大臣官房参事官（イノベーション）が別に定める機械設備工据付工の日当たり賃金とする。 普通作業員の賃金は、各地方整備局統一単価を適用する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 共通仮設費 (略)</p> <p>5) 派遣費 (略)</p> <p>(ロ) 旅費、日当、宿泊費は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の2級相当額を標準とする。</p> <p>(略)</p> <p>6) 宿泊費 宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は2級相当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4-3 技術調査費 技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は次により積上げるものとする。</p> <p>(1) 旅費、日当、宿泊費は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の3級相当額によるものとする。</p>	<p>4 点検・整備費の積算 (略)</p> <p>4-1 点検・整備原価 (略)</p> <p>(3) 直接労務費 (略)</p> <p>3) 点検整備工の賃金は、実施単価表に定める。(機械設備工据付工の日当たり賃金とする) 普通作業員の賃金は、実施単価表を適用する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 共通仮設費 (略)</p> <p>5) 派遣費 (略)</p> <p>(ロ) 旅費、日当、宿泊費は「秋田県日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の2級相当額を標準とする。</p> <p>(略)</p> <p>6) 宿泊費 宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、職員等の旅費に関する条例で定める額（宿泊料）を現に支払った額と比較し、いずれか少ない額とする。 宿泊料は職員等の旅費に関する条例別表第一の七級以下二級以上の職務にある者（乙地方）の金額とする。 (職員等の旅費に関する条例別表第一の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格（10,727円）を積み上げるよう注意すること) ただし、宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、実施単価表を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。</p> <p>7) 宿泊手当 宿泊手当については、共通仮設費率に含まれないので、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は通常要する費用の額を勘案して職員等の旅費に関する条例別表第一の七級以下二級以上の職務にある者の食卓料の金額とする。 (職員等の旅費に関する条例別表第一の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格（2,363円）を積み上げるよう注意すること)</p> <p>(略)</p> <p>4-3 技術調査費 技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は次により積上げるものとする。</p> <p>(1) 旅費、日当、宿泊費は、「秋田県日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の3級相当額によるものとする。</p>

機械編	IX 機械設備	21 機械設備設計業務委託	第 21 章 機械設備設計業務委託 ① 一般共通 1 適用範囲 この積算基準は、各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄事業の治水事業、道路事業等における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。 (略)	第 21 章 機械設備設計業務委託 ① 一般共通 1 適用範囲 この積算基準は、秋田県の治水事業、道路事業等における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。 (略)																																								
			国 基準書	県 基準書																																								
設計業務等標準積算基準書	1 測量業務	1 測量業務積算基準	第 1 節 測量業務積算基準 (略) 1-6 安全費の積算 安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。 (1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。 (略)	第 1 節 測量業務積算基準 (略) 1-6 安全費の積算 安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導警備員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。 (1) 交通誘導警備員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。 (略)																																								
			第 1 2 節 機械経費等 1 2-1 機械経費，通信運搬費等，材料費 (1) 測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合 (略)	第 1 2 節 機械経費等 1 2-1 機械経費，通信運搬費等，材料費 (1) 測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合 (略)																																								
設計業務等標準積算基準書	1 測量業務	2 測量業務標準歩掛	<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業</th> <th>作業名</th> <th>機械経費率</th> <th>通信運搬費等率</th> <th>材料費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6-4-1-1</td> <td>深浅測量 海岸深浅測量</td> <td>2.5%</td> <td>0.0%</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>6-4-1-2</td> <td>深浅測量 海岸深浅測量+音響測深機</td> <td>4.5%</td> <td>0.0%</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率	6-4-1-1	深浅測量 海岸深浅測量	2.5%	0.0%	2.5%	6-4-1-2	深浅測量 海岸深浅測量+音響測深機	4.5%	0.0%	2.5%		(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>作業</th> <th>作業名</th> <th>機械経費率</th> <th>通信運搬費等率</th> <th>材料費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6-4-1-1</td> <td>深浅測量 海岸深浅測量 (水深：1 m以上 3 m以下)</td> <td>2.5%</td> <td>0.0%</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>6-4-1-2</td> <td>深浅測量 海岸深浅測量+音響測深機 (水深：3 mを超える)</td> <td>4.5%</td> <td>0.0%</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率	6-4-1-1	深浅測量 海岸深浅測量 (水深：1 m以上 3 m以下)	2.5%	0.0%	2.5%	6-4-1-2	深浅測量 海岸深浅測量+音響測深機 (水深：3 mを超える)	4.5%	0.0%	2.5%		(略)			
			作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率																																					
6-4-1-1	深浅測量 海岸深浅測量	2.5%	0.0%	2.5%																																								
6-4-1-2	深浅測量 海岸深浅測量+音響測深機	4.5%	0.0%	2.5%																																								
	(略)																																											
作業	作業名	機械経費率	通信運搬費等率	材料費率																																								
6-4-1-1	深浅測量 海岸深浅測量 (水深：1 m以上 3 m以下)	2.5%	0.0%	2.5%																																								
6-4-1-2	深浅測量 海岸深浅測量+音響測深機 (水深：3 mを超える)	4.5%	0.0%	2.5%																																								
	(略)																																											

設計業務等標準積算基準書	2 地質調査業務	1 地質調査積算基準	1 地質調査積算基準	<p>第1節 地質調査積算基準 (略) 1-2 地質調査業務費 (略) 1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容 (1) 一般調査業務費 一般調査業務費は、当該地質調査に必要な費用である。 1) 純調査費 (i) 直接調査費 (略) ii) 直接経費 ① 電子成果品作成費 電子成果品作成に要する費用を計上する。 (略)</p> <p>1-4 安全費の積算 安全費とは、当該地質業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する交通誘導員、交通処理、掲示板、保安柵および保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用のことをいう。 (略)</p>	<p>第1節 地質調査積算基準 (略) 1-2 地質調査業務費 (略) 1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容 (1) 一般調査業務費 一般調査業務費は、当該地質調査に必要な費用である。 1) 純調査費 (i) 直接調査費 (略) ii) 直接経費 ① 電子成果品作成費 電子成果品作成に要する費用を計上する。 なお、第2章積算基準(参考資料)第1節積算基準1-3-1及び1-3-2の旅費算出に用いる直接調査費には、電子成果作成費を含む。 (略)</p> <p>1-4 安全費の積算 安全費とは、当該地質業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する交通誘導警備員、交通処理、掲示板、保安柵および保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用のことをいう。 (略)</p>
				編 章 節	国 基準書

設計業務等標準積算基準書	2 地質調査業務	2 地質調査標準歩掛等	2 機械ボーリング	<p>第2節 機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）</p> <p>(略)</p> <p>2-4 現場内小運搬</p> <p>(略)</p> <p>2-4-3 市場単価の設定</p> <p>(略)</p> <p>4. 間接調査費の算出</p> <p>(略)</p> <p>(モノレール運搬, 索道運搬)</p> <p>間接調査費＝設計単価(運搬)×運搬総重量＋設計単価(架設・撤去) ＋設計単価(機械器具損料)×供用日数</p> <p>設計単価＝標準の市場単価 ただし、機械器具損料は特別調査により別途計上する。</p> <p>(略)</p> <p>2-6 その他間接調査費</p> <p>(略)</p> <p>2-6-4 適用に当たっての留意事項</p> <p>(略)</p> <p>4. 環境保全（仮囲い）の単価は、交通誘導員の費用を含まないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2-7 解析等調査業務</p> <p>(略)</p> <p>2-7-3 単価の適用</p> <p>1. 単価が適用できる範囲</p> <p>1. 解析等調査業務のうち、既存資料の収集・現地調査、資料整理とりまとめ、断面図等の作成、総合解析とりまとめ、打合せとする。</p> <p>2. 単価は、特別調査等により計上する。</p> <p>(略)</p> <p>2-7-4 単価の設定</p> <p>(略)</p> <p>4. 直接人件費の算出及び直接調査費の算出</p> <p>直接人件費＝設計単価</p> <p>設計単価＝標準の単価×補正係数</p> <p>ただし、資料整理とりまとめ等の直接調査費については次のとおり。</p> <p>直接調査費＝設計単価</p> <p>設計単価＝標準の単価×補正係数</p> <p>(注) 標準の単価＝特別調査等により計上</p>	<p>第2節 機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング）</p> <p>(略)</p> <p>2-4 現場内小運搬</p> <p>(略)</p> <p>2-4-3 市場単価の設定</p> <p>(略)</p> <p>4. 間接調査費の算出</p> <p>(略)</p> <p>(モノレール運搬, 索道運搬)</p> <p>間接調査費＝設計単価(運搬)×運搬総重量＋設計単価(架設・撤去) ＋設計単価(機械器具損料)×供用日数</p> <p>設計単価＝標準の市場単価 ただし、機械器具損料は市況調査により別途計上する。</p> <p>(略)</p> <p>2-6 その他間接調査費</p> <p>(略)</p> <p>2-6-4 適用に当たっての留意事項</p> <p>(略)</p> <p>4. 環境保全（仮囲い）の単価は、交通誘導警備員の費用を含まないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2-7 解析等調査業務</p> <p>(略)</p> <p>2-7-3 単価の適用</p> <p>1. 単価が適用できる範囲</p> <p>1. 解析等調査業務のうち、既存資料の収集・現地調査、資料整理とりまとめ、断面図等の作成、総合解析とりまとめ、打合せとする。</p> <p>2. 単価は、市況調査等により計上する。</p> <p>(略)</p> <p>2-7-4 単価の設定</p> <p>(略)</p> <p>4. 直接人件費の算出及び直接調査費の算出</p> <p>直接人件費＝設計単価</p> <p>設計単価＝標準の単価×補正係数</p> <p>ただし、資料整理とりまとめ等の直接調査費については次のとおり。</p> <p>直接調査費＝設計単価</p> <p>設計単価＝標準の単価×補正係数</p> <p>(注) 標準の単価＝市況調査等により計上</p>
				編	章

設計業務等標準積算基準書	3 土木設計業務	1 土木設計業務等積算基準	<p>第1節 土木設計業務等積算基準 (略)</p> <p>1-4 設計変更の積算 業務委託の変更は、官積算書をもとにして次式により算出する</p> $\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$ <p>(落札率を乗じた額)</p> $\text{変更業務委託料} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$ <p>(落札率を乗じた額)</p> <p>(注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。 2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 土木設計業務等積算基準 (略)</p> <p>1-4 設計変更の積算 業務委託の変更は、官積算書をもとにして次式により算出する</p> $\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{当初の請負額}}{\text{当初の官積算額}}$ <p>(千円未満切捨) (万円未満切捨)</p> $\text{変更業務委託料} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$ <p>(落札率を乗じた額)</p> <p>(注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。 2. 当初の請負額、当初の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。</p> <p>(略)</p>
設計業務等標準積算基準書	3 土木設計業務	2 土木設計業務等標準歩掛	<p>第8節 橋梁設計 (略)</p> <p>8-2 橋梁詳細設計 (略)</p> <p>8-2-3 標準歩掛の補正 (橋梁上部工) この補正はコンクリート橋、鋼橋に適用する。 (1) 予備設計なしの場合 * 標準歩掛 (予備設計あり) × (1 + 0.05)</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 橋梁設計 (略)</p> <p>8-2 橋梁詳細設計 (略)</p> <p>8-2-3 標準歩掛の補正 (橋梁上部工) この補正はコンクリート橋、鋼橋に適用する。 (1) 予備設計なしの場合 * 標準歩掛 (予備設計あり) × (1 + 0.05)</p> <p>注) 橋梁補修・補強設計においては適用しない。</p> <p>(略)</p>
設計業務等標準積算基準書	4 調査、計画業務	1 調査、計画標準歩掛	<p>第5節 水文観測業務</p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準 (案)</p> <p>5-1-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程 (平成 29 年 3 月 31 日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する雨量、水位等に係る水文観測所の保守点検業務に適用する。</p> <p>(略)</p> <p>5-1-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 (略)</p> <p>2) 直接経費 ① 旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。</p> <p>(略)</p> <p>5-2 流量観測業務積算基準 (案)</p> <p>5-2-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程 (平成 29 年 3 月 31 日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する流量観測業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p>	<p>第5節 水文観測業務</p> <p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準 (案)</p> <p>5-1-1 適用範囲 この積算基準は、秋田県建設部において実施する雨量、水位等に係る水文観測所の保守点検業務に適用する。</p> <p>(略)</p> <p>5-1-3 価格構成費目の内容 (1) 直接調査費 (略)</p> <p>2) 直接経費 ① 旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費であり、その算定は「秋田県旅費支給規則」に準じて行う。</p> <p>(略)</p> <p>5-2 流量観測業務積算基準 (案)</p> <p>5-2-1 適用範囲 この積算基準は、秋田県建設部において実施する流量観測業務に適用する。</p>
編	章	節	国 基準書	県 基準書

設計業務等標準積算基準書	4 調査、計画業務	1 調査、計画標準歩掛	5 水文観測業務	<p>(略)</p> <p>5-2-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>(略)</p> <p>2) 直接経費</p> <p>(略)</p> <p>② 旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。</p> <p>(略)</p> <p>5-2-6 共通項目</p> <p>(略)</p> <p>(8) 安全管理費 作業の安全を確保するために、交通誘導員の雇用、害虫駆除員等必要な機材・人員等の費用は別途計上する。</p> <p>(略)</p> <p>5-3 水位流量曲線作成業務積算基準(案)</p> <p>5-3-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する流量観測の観測値を用いて、水位流量曲線式及び図を作成する業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>5-3-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>(略)</p> <p>2) 直接経費</p> <p>① 旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。</p> <p>(略)</p> <p>5-4 水文資料整理業務積算基準(案)</p> <p>5-4-1 適用範囲 この積算基準は、「水文観測業務規程(平成29年3月31日付 国土交通事務次官通達)」に基づき実施する降水量、水位、地下水位、風向風速等の水文資料の整理業務に適用する。 なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>5-4-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>(略)</p> <p>2) 直接経費</p> <p>① 旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費を計上する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>5-2-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>(略)</p> <p>2) 直接経費</p> <p>(略)</p> <p>② 旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費であり、その算定は「秋田県旅費支給規則」に準じて行う。</p> <p>(略)</p> <p>5-2-6 共通項目</p> <p>(略)</p> <p>(8) 安全管理費 作業の安全を確保するために、交通誘導警備員の雇用、害虫駆除員等必要な機材・人員等の費用は別</p> <p>(略)</p> <p>5-3 水位流量曲線作成業務積算基準(案)</p> <p>5-3-1 適用範囲 この積算基準は、秋田県建設部において実施する流量観測の観測値を用いて、水位流量曲線式及び図を作成する業務に適用する。</p> <p>(略)</p> <p>5-3-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>(略)</p> <p>2) 直接経費</p> <p>① 旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費であり、その算定は「秋田県旅費支給規則」に準じて行う。</p> <p>(略)</p> <p>5-4 水文資料整理業務積算基準(案)</p> <p>5-4-1 適用範囲 この積算基準は、秋田県建設部において実施する降水量、水位、地下水位、風向風速等の水文資料の整理業務に適用する。</p> <p>(略)</p> <p>5-4-3 価格構成費目の内容</p> <p>(1) 直接調査費</p> <p>(略)</p> <p>2) 直接経費</p> <p>① 旅費交通費 当該作業に従事する者に係る旅費・交通費であり、その算定は「秋田県旅費支給規則」に準じて行う。</p> <p>(略)</p>
				編	章

設計業務等標準積算基準書(参考資料)	1 総則	2 設計等における数値の扱い	第2節 設計等における数値の扱い	第2節 設計等における数値の扱い
	1 総則 (参考資料)		<p>2-1 設計価格等の扱い</p> <p>設計に使用する価格は、原則として、入札時(入札書提出期限日)における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。</p> $(\text{設計に使用する価格}) = (\text{内税価格}) \div (1 + \text{消費税率})$ <p>なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。</p> <p>設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、特別調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。</p> <p>2-2 端数処理等の方法</p> <p>(略)</p> <p>(3) 物価資料を用いる単価</p> <p>単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。</p> <p><例>1)</p> <p>入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合</p> <p>建設物価 33,500 円(有効桁3桁)</p> <p>積算資料 34,000 円(有効桁2桁)</p> <p>平均額 33,750 円</p> <p>決定額 33,700 円(有効桁3桁, 4桁以降切り捨て)</p> <p><例>2)</p> <p>入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合</p> <p>建設物価 560 円(有効桁2桁)</p> <p>積算資料 570 円(有効桁2桁)</p> <p>平均額 565 円</p> <p>決定額 565 円(最小有効桁3桁, 4桁以降切り捨て)</p> <p>(略)</p> <p>(7) 単価表の合計金額</p> <p>1) 土木設計業務等</p> <p>原則として、端数処理は行わない。</p> <p>2) 測量業務及び地質調査業務</p> <p>単位数当り単価の場合、有効数字4桁(5桁目以降切り捨て)とする。</p> <p>(略)</p>	<p>2-1 設計価格等の扱い</p> <p>設計に使用する価格は、原則として、公告時における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。</p> $(\text{設計に使用する価格}) = (\text{内税価格}) \div (1 + \text{消費税率})$ <p>なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。</p> <p>設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、市況調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。</p> <p>2-2 端数処理等の方法</p> <p>(略)</p> <p>(3) 物価資料を用いる単価</p> <p>単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。但し、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁を4桁とし5桁目を切り捨てとする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。</p> <p><例>1)</p> <p>入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合</p> <p>建設物価 33,500 円(有効桁3桁)</p> <p>積算資料 34,000 円(有効桁2桁)</p> <p>平均額 33,750 円</p> <p>決定額 33,750 円(有効桁4桁, 5桁以降切り捨て)</p> <p><例>2)</p> <p>入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合</p> <p>建設物価 565 円(有効桁3桁)</p> <p>積算資料 570 円(有効桁2桁)</p> <p>平均額 567.5 円</p> <p>決定額 567.5 円(有効桁4桁, 5桁以降切り捨て)</p> <p>(略)</p> <p>(7) 単価表の合計金額</p> <p>1) 土木設計業務等</p> <p>原則として、端数処理は行わない。割り戻しにより単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。</p> <p>2) 測量業務及び地質調査業務</p> <p>単位数当り単価の場合、有効数字4桁(5桁目以降切り捨て)とする。割り戻しにより単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。</p> <p>(略)</p>
編	章	節	国 基準書	県 基準書

設計業務等標準積算基準書(参考資料)	1 総則	2 積算基準 (参考資料)	1 積算基準	第1節 積算基準 (略) 1-3 旅費交通費 (略) 1-3-2 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴う業務の場合) (1) 旅費交通費の率を用いた積算 (2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算 1) 宿泊費 宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年5月1日大蔵省令第45号)(以下、旅費支給規定とする)で定める額(宿泊費基準額)と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。 なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。(旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。) 2) 宿泊手当 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条(宿泊手当の定額等)で定める一夜当たりの定額とする。(旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。) (略) 1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算 (1) 通勤及び宿泊・滞在の区分 1) 通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度)もしくは片道所要時間1時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。 (略) 連絡車(ライトバン)運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>L</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.7L/h×○h</td> </tr> <tr> <td>損料</td> <td>ライトバン1.5L</td> <td>h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転時間当り損料</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>日</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>供用日当り損料</td> </tr> </tbody> </table> (略) 4) 上記1)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、各所管の「旅費取扱規則」によるものとする。 (略) 1-4 打合せ 打合せが、標準歩掛に明記してある歩掛については、歩掛(○人/回)に、往復旅行時間にかかる直接人件費が含まれていることを標準とし、往復旅行に係わる旅費交通費のみを計上する。 ただし、交通の便等により往復旅行時間にかかる直接人件費を含むことが適切でない場合は別途計上するものとする。 1-5 技術者単価 直接人件費の基準日額(技術者単価)は、「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	ガソリン	レギュラー	L				2.7L/h×○h	損料	ライトバン1.5L	h				運転時間当り損料	〃	〃	日	1			供用日当り損料	第1節 積算基準 (略) 1-3 旅費交通費 (略) 1-3-2 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴う業務の場合) (1) 旅費交通費の率を用いた積算 (2) 宿泊費・宿泊手当の積算 1) 宿泊費 宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は職員等の旅費に関する条例で定める額(宿泊料)を現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。宿泊料は職員等の旅費に関する条例別表第一の七級以下二級以上の職務にある者(乙地方)の金額とする。 (職員等の旅費に関する条例別表第一の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格(10,727円)を積み上げるよう注意すること) 2) 宿泊手当 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は通常要する費用の額を勘案して職員等の旅費に関する条例別表第一の七級以下二級以上の職務にある者の食卓料の金額とする。(職員等の旅費に関する条例別表第一の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格(2,363円)を積み上げるよう注意すること) (略) 1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算 (1) 通勤及び宿泊・滞在の区分 1) 通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度)もしくは片道所要時間1時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として各地域振興局とするが管内に契約締結を行うことのできる本支店等を有する指名業者がない場合は、指名業者のうち最も近い契約締結を行うことのできる本支店等が所在する振興局(県外の場合や市役所等)とする。 (略) 連絡車(ライトバン)運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>L</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.7L/h×2U</td> </tr> <tr> <td>損料</td> <td>ライトバン1.5L</td> <td>h</td> <td>2U</td> <td></td> <td></td> <td>運転時間当り損料</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>日</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>供用日当り損料</td> </tr> </tbody> </table> 注) U=片道距離(km)÷30(km/h):小数点以下2位(第3位四捨五入) (略) 4) 上記1)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、職員等の旅費に関する条例、及び秋田県旅費支給規則によるものとする。 (略) 1-4 打合せ 打合せが、標準歩掛に明記してある歩掛については、歩掛(○人/回)に、往復旅行時間にかかる直接人件費が含まれていることを標準とし、往復旅行に係わる旅費交通費のみを計上する。 ただし、交通の便等により往復旅行時間にかかる直接人件費を含むことが適切でない場合は別途計上するものとする。なお、交通費については、1-3旅費交通費によるものとする。 1-5 技術者単価 直接人件費の基準日額(技術者単価)は、「設計業務委託等技術者単価」によるものとし、労務単価は、「公共工事設計労務単価表」によるものとする。	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	ガソリン	レギュラー	L				2.7L/h×2U	損料	ライトバン1.5L	h	2U			運転時間当り損料	〃	〃	日	1			供用日当り損料
	名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要																																																					
ガソリン	レギュラー	L				2.7L/h×○h																																																							
損料	ライトバン1.5L	h				運転時間当り損料																																																							
〃	〃	日	1			供用日当り損料																																																							
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要																																																							
ガソリン	レギュラー	L				2.7L/h×2U																																																							
損料	ライトバン1.5L	h	2U			運転時間当り損料																																																							
〃	〃	日	1			供用日当り損料																																																							
編章節			国 基準書	県 基準書																																																									

(略)
 1-9 設計変更の積算方法
 設計変更における業務費(業務委託料)の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額}}$$

(落札率を乗じた額)

$$\text{変更業務費} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$$

(変更業務委託料) (落札率を乗じた額)

注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。
 2. 直前の請負額、直前の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。
 3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。
 ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合
 ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合

(略)
 1-9 設計変更の積算方法
 設計変更における業務費(業務委託料)の変更は、官積算書を基にして次式により算出する。

$$\text{業務価格} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{当初の請負額}}{\text{当初の官積算額}}$$

(千円未満切捨) (万円未満切捨)

$$\text{変更業務費} = \text{業務価格} \times (1 + \text{消費税率})$$

(変更業務委託料) (落札率を乗じた額)

注) 1. 変更官積算業務価格は、官単位、官経費をもとに当初設計と同一方法により積算する。
 2. 当初の請負額、当初の官積算額は、消費税相当額を含んだ額とする。
 3. 設計変更における単価については以下の場合においては新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。
 ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合
 ・当初業務では想定されなかった新規工種が追加された場合

1-10 冬期屋外作業の歩掛補正

(1) 冬期歩掛補正基準

- 1) 冬期屋外作業の歩掛補正は、10月1日以降に閲覧を開始する測量及び地質調査業務委託で、全屋外作業(外業)日数に占める冬期間(11月1日から3月31日まで)の割合が2分の1を超える場合について対象とする。
- 2) 歩掛補正は、屋外作業(外業)に従事する者を対象に行うものとする。
- 3) 歩掛の補正は、積雪寒冷地域(土木工事積算基準書(共通編)I-2-②-40(3)1)イ) a. に示す一般職の職員の給与に関する条例に規定される寒冷地手当を支給する地域に対して、期間別に次表の割増を標準として行うものとする。

歩掛補正率早見表

地域 屋外作業(外業)の終了月 屋外作業(外業)の開始月	積算寒冷地					単位は(%)
	11月	12月	1月	2月	3月	
10月	0	0	2	2	2	
11月	0	0	2	2	2	
12月		2	3	3	2	
1月			4	4	2	
2月				3	2	
3月					0	

設計業務等標準積算基準書(参考資料)	1 総則	2 積算基準 (参考資料)	1 積算基準		<p>4) 設計変更等により、工期に伸縮を生ずる場合の補正率は原則として当初発注の率により行うものとする。ただし、当初補正率により補正することが著しく不適当なものについては、技術管理課と協議のうえ処理すること。</p> <p>5) 歩掛の補正は、直接人件費・賃金に対して補正するものとし、次式により冬期補正直接人件費・賃金を算出して積算するものとする。</p> $\text{冬期補正設計直接人件費・賃金} = \text{基本設計直接人件費・賃金} \times (1 + \text{冬期割増率})$ <p>(2) 冬期歩掛補正基準の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外作業期間の設定について 屋外作業期間とは、発注される業務の中で屋外作業に要する期間である。なお、屋外作業(外業)と屋内作業(内業)が交互に混在している場合は、最初の屋外作業(外業)開始日から最後の屋外作業(外業)終了日までを外業期間とする。よって外業期間は、当初発注前に作業内容及び工程等を十分に把握し経済的な屋外作業期間を設定しなければならない。 ○ 労務費の補正について 労務費の補正は、補正の対象となる外業期間の外業歩掛について補正する。 ○ 労務費以外の補正について 旅費交通費、施工管理費係数、機械損料及び工期については補正しない。 ○ 積雪寒冷地域について 補正の対象となる積雪寒冷地域は、土木工事積算基準書(共通編) I-2-②-40 (3) 1)イ) a. に示す一般職の職員の給与に関する条例に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。
設計業務等標準積算基準書(参考資料)	2 測量業務	1 測量業務積算基準 (参考資料)	1 測量業務積算基準	<p>第1節 測量業務積算基準</p> <p>1-1 成果検定</p> <p>1-1-1 成果検定の対象 (略)</p> <p>(2) 公共測量(地方整備局等が行う測量) 公共測量作業規程で、精度を要すると規定されている測量、後続の測定の基準となる測量(基盤地図情報に該当する測量成果等)及び成果の重要性を勘案して地図作成(修正・写真地図を含む。), 空中写真測量, 航空レーザ測量, 三次元点群測量, 一定距離以上の縦断測量を成果検定対象の標準とする。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 測量業務積算基準</p> <p>1-1 成果検定</p> <p>1-1-1 成果検定の対象 (略)</p> <p>(2) 公共測量(秋田県等が行う測量) 公共測量作業規程で、精度を要すると規定されている測量、後続の測定の基準となる測量(基盤地図情報に該当する測量成果等)及び成果の重要性を勘案して地図作成(修正・写真地図を含む。), 空中写真測量, 航空レーザ測量, 三次元点群測量, 一定距離以上の縦断測量を成果検定対象の標準とする。</p> <p>(略)</p>
設計業務等標準積算基準書(参考資料)	3 地質調査業務	2 地質調査運用 (参考資料)	1 機械ボーリング	<p>第1節 機械ボーリング</p> <p>1-1 ボーリング (略)</p> <p>1-1-4 その他 (略)</p> <p>(3) 市場単価については、物価資料(「積算資料」, 「建設物価」をいう)によるものとする。なお、現場内小運搬における機械器具損料及び解析等調査業務に係る単価は特別調査等により別途計上する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 機械ボーリング</p> <p>1-1 ボーリング (略)</p> <p>1-1-4 その他 (略)</p> <p>(3) 市場単価については、物価資料(「積算資料」, 「建設物価」をいう)によるものとする。なお、現場内小運搬における機械器具損料及び解析等調査業務に係る単価は市況調査等により別途計上する。</p> <p>(略)</p>